○東北地方整備局告示第１１号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成１９年２月７日

東北地方整備局長　坪香　伸

第１　起業者の名称

岩手県及びいわて県北クリーン株式会社

第２　事業の種類

第２クリーンセンター（仮称）整備事業

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

第２クリーンセンター（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）は、岩手県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第15条の５第１項の規定により廃棄物処理センターに指定されているいわて県北クリーン株式会社が廃掃法による産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）を設置・運営する事業であり、法第３条第27号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

処理施設の設置に際しては、廃掃法第15条第１項の規定により設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可（以下「設置許可」という。）を要し、起業者は岩手県知事に対して本件事業に係る処理施設の設置許可を申請しているところ、岩手県知事から当該申請に関して設置許可をする見込である旨の意見があることから、起業者は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

近年、産業廃棄物の不適正な処理が増加しており、平成11年11月には、岩手県

二戸市と青森県三戸郡田子町に跨る土地に大量の産業廃棄物が不法に投棄されていた事案（以下「岩手・青森県境不法投棄事案」という。）が発覚し、大きな社会問題になるなど産業廃棄物の適正な処理体制の確保が求められている。

しかしながら、岩手県のうち盛岡市以北の地域（以下「県北地域」という。）においては、処理施設が４箇所しかなく、しかも、その処理能力が平成16年度に県北地域で排出された産業廃棄物の３分の１にも満たない状況であることから、産業廃棄物の適正な処理体制の確保が急務となっている。

本件事業は、県北地域の岩手県九戸郡九戸村に公共関与の処理施設を設置・運営するものであり、本件事業の完成により、県北地域における産業廃棄物の処理能力が約2.2倍に向上することから、産業廃棄物の適正な処理体制が大きく改善される。さらに、本件事業が岩手・青森県境不法投棄事案の比較的近傍で施行されることから、支障除去の効率性及び経済性が向上するなど岩手・青森県境不法投棄事案の早期支障除去に大きく寄与することも認められる。

なお、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号）に規定する第２種事業に該当することから、岩手県環境影響評価技術指針（平成11年岩手県告示第19号の３）に基づき、平成16年度から環境影響評価が実施されている。その結果、大気質、騒音、振動及び水質に関しては、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されており、臭気及び土壌に関しても影響は軽微と予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価によると、本件事業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）による希少動植物は確認されていないが、いわてレッドデータブック等に掲載されているトウホクサンショウウオ及びサクラソウが確認されている。このため、起業者は大学教員等の専門家の指導・助言を受けながら、工事着手前に卵のうの移殖及び個体の移植を実施することとしており、保護のため適切な措置を講じているものと認められる。

また、本件事業地内の土地においては、文化財保護法により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、県北地域の産業廃棄物の適正な処理体制の確保を主な目的として、公共関与の産業廃棄物処理施設を設置・運営する事業であり、本件事業の事業計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

等に定める技術上の基準等に適合していると認められる。

また、本件事業に係る起業地については、県北地域の主要都市の位置、周辺の土地利用の状況等を考慮して選定した３つの候補地について比較検討が行われており、潰れ地面積が最少であること、造成工事が容易であること、産業廃棄物の搬入等の利便性・機能性が高いこと、事業費が安価であることなど、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件起業地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、県北地域は処理施設の施設数及び処理能力が著しく不足していることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本件事業の計画策定にあたっては、岩手県九戸郡九戸村をはじめ、その周辺市町村の長及び議会議長等から誘致があったものである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

岩手県九戸郡九戸村役場